

令和 7 年度
南箕輪小学校グラウンド
照明設備 LED 化工事

仕様書

令和 7 年 6 月

南箕輪村教育委員会

第1章 総 則

第1節 一般事項

1 工事概要

- (1) 本仕様書は南箕輪村教育委員会が行う「令和7年度南箕輪小学校グラウンド照明設備 LED 化工事」に適用する。
- (2) 本工事は、南箕輪村 南殿 南箕輪小学校グラウンドの照明設備 LED 化を行うものとする。
- (3) 請負者は、定められた期間内に製造、運搬、設置を行うものとする。

2 工事場所

南箕輪村 北殿

3 工事期間

契約締結日から令和7年12月26日

4 提出書類

(1) 契約後速やかな提出するもの

- | | |
|------------------------|-----|
| (ア) 契約書・着工届・現場代理人届・工程表 | 1 部 |
| (イ) 施工計画書 | 1 部 |

(2) 工事完成時に提出する図書

- | | |
|-----------|-----|
| (ア) 完成図書 | 1 部 |
| (イ) しゅん工届 | 1 部 |

(3) その他の提出書類

- | | |
|-----------------------|-----|
| (ア) 打合議事録 | 必要部 |
| (イ) 検査成績表（しゅん工図書一括製本） | 2 部 |
| (ウ) 工事写真 | 1 部 |
| (エ) 工事記録 | 1 部 |
| (オ) その他発注者が必要とするもの | 必要部 |

5 現地調査及び疑義

- (1) 請負者は、本仕様書に基づく他、関連施設の十分な現地調査を行い、工事に当たるものとする。
- (2) 施工上やむを得ず変更を必要とする場合は発注者側の承認を得た上で変更するものとする。
- (3) 不明な点は、発注者の指示に従い施工すること。

6 官公庁手続き

本工事の施工に必要な関係官公署への手続きは、請負者において処理するものとし、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。

7 保証期間

保証期間は、しゅん工検査合格後 1 年間とする。

第 2 章 一般仕様

1 共通事項

- (1) 工事の実施にあたり、予め発注者と打合せを行い、発注者が指示する期間に施工すること。また、他の工作物に損傷を与えないよう十分注意すること。
- (2) 本体施設の業務に支障をきたさないよう、工程等を考慮すること。
※施設利用停止期間が最小となるよう迅速な施行を行うとともに、施設運用の状況に応じて、発注者と協議のうえ、調整を行うこと。
- (3) 工事写真は、主要な施工段階ごとに撮影し、着手前・完成後とともに、同一方向から撮影すること。
- (4) その他、本仕様書等がない事項及び疑義が生じた場合は双方協議の上、決定するものとする。
- (5) 安全上及び衛生上支障の無いよう十分注意すること。

第 3 章 工 事

第 1 節 概要

本工事は、南箕輪小学校グラウンドの照明設備 LED 化工事である。

『水銀灯ランプ及びその他廃棄物の撤去』

『LED 投光器の新規設置』

第2節 建築構成

本工事で仕様する建築機器等は以下のとおりとする。

LED 投光器の取り換え 48 箇所

・ 機器品番 NYS]35445LE2

(以上の同等品以上とする)

※設置箇所等については別紙図面等を参照